

卷頭言

技術士制度の活用の推進を願って

東京大学大学院農学生命科学研究科 鮫島 正浩*
*(一社)日本木材学会前会長、(公社)日本木材保存協会会長



技術士法の制定は昭和32年（1957年）のことですので、本年はそれから60周年という大きな節目を迎えたことになるかと思います。一方、本年6月末まで会長を務めておりました（一社）日本木材学会は、それより少し前の昭和30年（1955年）に設立されましたが、その定款には、「木材をはじめとする林産物に関する学術および科学技術の振興を図り、社会の持続的な発展に寄与すること」が目的として掲げられています。また、本年5月末に会長に就任させていただき、来年には創立40周年を迎える（公社）日本木材保存協会の定款には、「この法人は、木材（木質材料を含む。以下同じ。）の腐朽、虫害、変色、燃焼等による劣化の防止（以下「木材保存」という。）に関する調査研究及び普及啓発等の事業を行い、もって木材の品質及び耐久性の向上を図り、国民生活の向上及び地球環境の保全に寄与することを目的とする。」と掲げられています。つまり、これらの学協会においては、それぞれの団体が保有する学術的資産、技術的資産、さらに人的資源を木材の利活用推進を通して広く社会の発展と向上のために還元していくことが求められていると言えます。このような中、現在、主伐期を迎えつつある我が国の人工林から産出される木材及び木質バイオマスの利用推進が強く求められており、そのことを重く受け止めて、両団体ならびにその構成員はそれぞれの立場で産学官連携を図りつつ、国産材

の利用拡大に向けて学術的及び技術的な支援を行い、また、必要な人材の育成も含めて具体的な行動を起こしていくことが重要と考えております。以上を踏まえて、森林部門技術士会の方々とも、より積極的な協力関係を築かせて頂けたらと願っている次第です。

技術士制度の中で、（一社）日本木材学会や（公社）日本木材保存協会が直接的に関係する専門分野としては、これまででは、森林部門の中にある「林産」がそれに相当してきたかと思います。一方、技術士制度の見直しの中で、科目選択者の少ない専門分野については統廃合が進められていること、そして、「林産」分野もその対象となっていることを知りました。この動きに対して、以前から危機感を抱いてきた有志の方々が中心となって関係者に呼びかけを行った結果、数年前から「林産」を専門科目として選択する受験者の数が目立って増加したことについては、ご存知の方も多いかと思います。また、（一社）日本木材学会では、技術士制度の中での「林産」の立場を継続的に支援していくことを目的に、昨年1月、産学官連携推進委員会の中に技術士小委員会を設置いたしました。

時代や社会の要請の変化に従って、制度の見直しを行うことについては必要であるとは思っております。実際、平成27年2月の科学技術・学術審議会技術士分科会の「今後の技術士制度のあり方（中間報告）」の中に、基本的な考え方として、「人口減少・少子高

齡化が急速に進む中で、我が国が成長を続け、新たな価値を生み出していくためには、科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・確保が重要である。特に、イノベーション推進に当たって、産業界とそれを支える技術者は中核的な役割を果たしており、技術の高度化・統合化に伴い、技術者に求められる資質能力がますます高度化、多様化している社会的背景の中で、国民の信頼に応えた、高い専門性と倫理観を有する技術者を育成・確保するために、技術士制度の活用を促進させることが必要である。また多くの技術者（エンジニア）が、キャリア形成過程において、実務経験を積み重ねて、専門的学識を深め、豊かな創造性を持って、複合的な問題を解決できる技術者になるために、技術士資格の取得を通じて、これらの資質向上を図ることが重要である。さらに 国際的な環境の変化に対応し 国内にとどまらず 海外で活躍する技術者（グローバルエンジニア）が増加していることから、我が国の技術者が、国際的にその資質能力を適切に評価され不利益を被らないよう、技術士資格について、国際的通用性を確保することが喫緊の課題である」と、今後の技術士制度のあり方について極めて重要な記載を行っています。また、平成28年1月に策定された第5期科学技術基本計画においても、「技術士制度について、産業界での活用が推進されるよう、時代の要請に応じた見直しを行う」との記載がなされています。この政策方針に従って、現在、技術士制度の改革が進められているのかとも思っています。

さて、技術士法を振り返ると、その第一条には、「この法律は、技術士等の資格を定め、その業務の適正を図り、もって科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的とする」とあり、第二条第一項には、「技術士とは、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の

業務を行う者とする」ということが定義されています。また、（公社）日本技術士会の資料には、技術士制度の主旨として、「科学技術に関する技術的専門知識と高等の応用能力及び豊富な実務経験を有し、公益を担保するため、高い技術者倫理を備えた、優れた技術者の養成」を図る制度、さらに、「科学技術に関する高度な知識と応用能力及び技術倫理を備えている有能な技術者に技術士の資格を与え、有資格者のみに技術士の名称の使用を認めることにより、技術士に対する社会の認識と関心を高め、科学技術の発展を図る」との記載があります。つまり、技術士には、それぞれの専門分野が求める「科学技術に関する高等の専門的応用能力」と「公益性を担保するための高い技術者倫理」が備わっていることが求められ、これを「科学技術の向上と国民経済の発展」に資することが求められていることになります。

以上を鑑みますと、技術士制度は、技術者としての最高のステータスを国が認定する制度と言え、さらに、この制度を公益的かつ発展的に活用することで、初めて、この制度に求められている社会的な意義が与えられる理解できます。したがって、専門科目の受験者が少ない分野を統廃合することが制度改革の目的ではなく、むしろ、制度の発展的な活用がそれぞれの専門分野に求められるべきであるというのが、本来、制度改革に向けた考え方の基本にあると考えております。このような観点に立ちますと、現在、「林産」分野に求められるべきことは、制度の活用方法についての具体的な検討であるかと思われます。一方、従来、受験者の多かった分野では、制度の活用方法が明確であったこと、すなわち、そのニーズの大きさに相応した受験者を確保してきたという経緯があったかと思います。また、その場合の多くは、公共性の高い事業の受入に対する許認可等がニーズの背景になっているかと考えられます。その意味で

は、「林産」分野においては、これらに該当する事案が少なかったことが、これまで、受験者数が少なかった要因となっていたかと思われます。さらに、「林産」分野が関連する業界では、製品や業務の質保証を行うために、それぞれの関連業界が中心となって独自に士制度や規格制度を設けて、本来は技術士制度が求めるものの一部を、より具体的な形で代替するような仕組みを民間ベースで作り上げて対応をしてきた経緯があるかとも思います。

さて、今回、専門科目「林産」が専門科目「林業・林産」へと統合されるに方向に至って、新たな専門分野に対しては、どのような縛りを与えて対応すれば良いのでしょうか。ここを上手に考えておかないと、技術士制度は関連業界からはさらに距離を置いて見られるようになり、結果として、社会的なニーズの喪失が進み、本来、技術士制度に求められている機能が果たせなくなることが懸念されます。したがって、これを避けるためには、統合された専門分野に対する受け皿となる明確で実効性のある社会的なニーズを新たに作ることが必要であると、私は考えております。

平成22年には、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されました。さらに、新しいところでは、オリンピック・パラリンピックのスタジアム施設に木材を利用することとなり、またCLTや耐火木質材料等の開発により、大型木造建築物、都市部や内装等でのさらなる木材需要の拡大に向けた社会的ニーズが高まってきています。また、公共的な場面での木材利用も、今後、さらに多くなっていくと考えられます。一方、木質バイオマス発電用の燃料材としての木材需要の急速な拡大も起こっており、マテリアル利用とエネルギー利用の適正化、持続的かつ安定的な森林の維持と国産材の安定供給等、社会全体で考えなければならない新たな課題も数多く出てきています。

「林産」分野では、以前は、「木は海から來

るもの」と理解され、海外の状況を意識しつつ、木材利用について考えることが普通でしたが、今は、「木は山から来るもの」と再認識されつつあり、この認識は、今後、さらに強まっていくと思っています。そこでは、木の産地である森林と、木を利用する現場とがしっかりと結ばれていくことが必要であると言え、それにより初めて、「科学技術の向上と国民経済の発展に資すること」に繋がるかと思っています。その場合、「林産」が関わる分野を専門とする技術士に求められる「高等の専門的応用能力」、そして、「公益性を担保するための高い技術者倫理」とは、具体的には、どのような内容なのでしょうか。おそらく、これまでの既成概念に基づく知識や技術だけではなく、全体をより包括的かつ横断的に捉える知識や技術、そして、異分野との連携を含めて、これを応用できる能力が、この専門分野の技術士には求められるかと思います。また、昨年に公布され、本年5月20日に施行された「合法伐採木材等の流通および利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」も、今後、「林業・林産」分野での技術士制度のあり方と大きな繋がりを持ってくるかと思っています。つまり、木材を利用する立場にある「林産」分野の人たちも、木材の出處である森林やその後の流通について一定の責任を課せられるということにもなり、まさに木材利用について、高い社会的倫理と総合的な判断で管理を行う資質と能力を有する人材が求められていくことになります。以上を鑑みますと、技術士は個人としての資格ではあるものの、その専門分野に関係するあらゆる組織が、その制度と資格を活用するためのニーズを創り出し、これを継続的に支えていくことが何よりも必要であると考えています。このたびの制度改革の中でも、これらのことを行っていただきたいと思う次第です。

すでに10年近くにわたって進められてき

た森林・林業改革の中では、林野庁は森林総合監理士（フォレスター）という制度を設けて、現在、すでに700名以上の有資格者が養成されたと聞いています。また、今後、3,000名程度まで有資格者を拡大させていく方針も持っております。森林総合監理士には、川上に位置しながら、下流も見渡せる資質が要求されているかと思っています。それであれば、川下に位置しながら、川上を見渡せるような資質が要求されるような有資格者も必要かと思います。そのようなことを意図するのであれば、例えば、木材利用総合監理士のような制度を林野庁が関連業界と連携する形で設ければ、「林業・林産」分野を専門とする技術士制度に対する大きな社会的なニーズが新たに形成されていくかとも思っています。

さて、技術士制度の中に「林業・林産」を専門とする分野が設定されたとしても、一方で、その専門試験を受験して、合格できる能力を有する人材を育成する仕組みを構築することを忘れてはなりません。我が国の大手では、1995年頃から大学改革が進められて、現在、すでに林産学を看板に掲げる専攻や学科は存在していません。その中で、林産分野の学術と技術を包括的にカバーできる組織と

して木材利用関係の学協会が果たす役割は非常に重要になってきたかとも認識いたしております。このようなことから、学協会は研究推進や技術開発のハブとしての機能だけではなく、専門分野を支える人材育成のハブにもなるべきと、私は主張させていただいております。また、これを受けて、昨年9月には、（一社）日本木材学会、（公社）日本木材加工技術協会および（公社）日本木材保存協会が連携する形で、「技術士ならびに各団体の技術資格の活用に関する合同検討会」を設置し、本年5月15日には、産学官連携推進合同交流会「木材利用のさらなる展開に向けた期待と課題—新分野開拓とそれを支える人材育成を考える—」を開催させていただき、今後の活動に向けたキックオフを行いました。

以上述べてきましたように、現在進められている技術士制度の改革の中で、木材を始めとする林産物を利用する立場における人材育成ならびに人材確保と言う意味において、森林部門技術士会と木材利用関連の学協会とは共通性の高い目標を持っているかと思います。このようなことから、今後、お互いの新たな関係の構築に向けて、何卒、ご厚誼をいただきたく、宜しくお願い申し上げます。